

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業にかかる
協定書（案）

福岡市葬祭場「刻の森」整備事業（以下、「本事業」という。）に関して、福岡市（以下、「市」という。）、●●●（令和7年12月決定予定）（以下、「指定管理者」という。）、●●●（以下、「事業者」という。）は、本事業に関して、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市、指定管理者及び事業者が相互に協力し合い、本事業を推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（事業者及び指定管理者の協力）

第2条 本事業は、指定管理者による福岡市葬祭場（以下、「葬祭場」という。）の管理運営期間中に、事業者が葬祭場内の既存の火葬炉設備及び建築物の改修に関する設計・建設業務等を行うものであることを指定管理者及び事業者は十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 事業者は、前項の理解を前提に、指定管理者が市との間で、令和7年●月●日付福岡市葬祭場の管理運営に係る基本協定（以下、「管理運営基本協定」という。）を締結していることを確認し、本事業の実施について指定管理者と協力し、必要な調整を行わなければならない。

3 指定管理者は、本条第1項の理解を前提に、事業者が市との間で、令和●年●月●日付設計・施工一括契約（以下、「設計・施工一括契約」という。）を締結していることを確認し、本事業の実施について事業者と協力し、必要な調整を行わなければならない。

（事業者と指定管理者の調整）

第3条 事業者は、本事業の設計業務における仮設計画及び工事手順並びに建設業務における工事工程等につき、指定管理者と調整を行わなければならない。また、指定管理者はこれに協力しなければならない。

（問題発生時の対応）

第4条 本事業を実施するにあたり、設計・施工一括契約における完工遅延や契約不適合、管理運営中の過失による本事業への損害（以下、「不履行事由」という。）が発生し、又はそのおそれが発生した場合、事業者又は指定管理者は遅滞なく市に対して通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合、市が必要と認めた場合には、市は事業者及び指定管理者に対し、不履行事由の内容及びその原因の説明並びに関連する資料の提供等を求めることができる。

3 前項の求めがあった場合、事業者及び指定管理者は相互に協力して原因の究明を行わなければならない。

4 前項の究明の結果、不履行事由の原因が事業者にあることが明らかになった場合、当該不履行事由に起因して市又は指定管理者に発生した損害については事業者が負担する。また、不履行事由の原因が指定管理者にあることが明らかになった場合、当該不履行事由に起因して市又は事業者に発生した損害については指定管理者が負担する。

5 前項に定めるもののほか、本条第3項の究明の結果、不履行事由の原因が事業者又は指定管理者にあるものの、事業者及び指定管理者の間の（i）責任の所在または（ii）責任の割合が、明らかにならなかったときは、不履行事由に起因して市、指定管理者又は事業者に発生した損害（違約金も含む。）は、市、指定管理者及び事業者が協議の上で決定した負担割合にて、事業者及び指定管理者が負担する。

（管轄裁判所）

第5条 市、指定管理者及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、福岡地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第6条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 本協定の変更は書面で行う。

(定めのない事項)

第7条 本協定に定めのない事項については、市、指定管理者及び事業者が別途協議して定める。

(以下余白)

この協定の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年●月●日

福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 8-1
福岡市
福岡市長 高 島 宗一郎

指定管理者
[住所]
[商号]
[代表者氏名]

事業者
[住所]
[商号]
[代表者氏名]